

定款施行細則【新旧対照表】

改 訂 前	改 訂 後												
<p style="text-align: center;">社会福祉法人清明会 定款施行細則 第1章 総 則</p> <p>(職務の代理)</p> <p>第5条 <u>定款第条の規定による理事長に事故ある時は、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任期毎に理事会の議決を経ることとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="310 942 957 1244"> <thead> <tr> <th>順 位</th> <th>職 務 代 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1位順位</td> <td>職務代理理事（小林史幸理事）</td> </tr> <tr> <td>第2位順位</td> <td>小林良光理事</td> </tr> <tr> <td>第3位順位</td> <td>名取孝三理事</td> </tr> <tr> <td>第4位順位</td> <td>笠原新太郎理事</td> </tr> <tr> <td>第5位順位</td> <td>大島良彦理事（職務代行理事）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3章 評議員会</p> <p>(議事録)</p> <p>第10条 評議員会の議事録は、書面をもって作成する。</p> <p>2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。</p>	順 位	職 務 代 理 者	第1位順位	職務代理理事（小林史幸理事）	第2位順位	小林良光理事	第3位順位	名取孝三理事	第4位順位	笠原新太郎理事	第5位順位	大島良彦理事（職務代行理事）	<p style="text-align: center;">社会福祉法人清明会 定款施行細則 第1章 総 則</p> <p>(業務執行理事)</p> <p>第5条 <u>業務執行理事の指名については、任期毎に理事会の議決を経ることとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 評議員会</p> <p>(議事録)</p> <p>第10条 評議員会の議事録は、書面をもって作成する。</p> <p>2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。</p>
順 位	職 務 代 理 者												
第1位順位	職務代理理事（小林史幸理事）												
第2位順位	小林良光理事												
第3位順位	名取孝三理事												
第4位順位	笠原新太郎理事												
第5位順位	大島良彦理事（職務代行理事）												

(1) 通常の評議員会の事項

- ① 評議員会が開催された場所（その場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項において特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告の省略の場合の事項

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、議長及び議事録署名人 2 名が署名（記名押印）をしなければならない

4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。

5 前 4 項により作成した議事録は、当該評議員会の日から 10 年間法人の主たる事務

(4) 通常の評議員会の事項

- ① 評議員会が開催された場所（その場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項において特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(5) 評議員会の決議の省略の場合の事項

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(6) 評議員会への報告の省略の場合の事項

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

5 前 2 項により作成した議事録は、当該評議員会の日から 10 年間法人の主たる事務

所若しくは従たる事務所に備え置かなければならない。

付 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- ・ 第 6 条職務代理の優先順位の変更は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- ・ 第 6 条職務代理の優先順位の変更は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- ・ 本規定は関係法の改定により、内容を変更し平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

所若しくは従たる事務所に備え置かなければならない。

付 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- ・ 第 6 条職務代理の優先順位の変更は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- ・ 第 6 条職務代理の優先順位の変更は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- ・ 本規定は関係法の改定により、内容を変更し平成 29 年 4 月 1 日より適用する。
- ・ 第 5 条の変更は平成 29 年 12 月 13 日の理事会及び評議員会において承認され、平成 29 年 12 月 14 日より適用する。
- ・ 第 10 条の変更は平成 29 年 12 月 13 日の理事会及び評議員会において承認され、平成 29 年 12 月 14 日より適用する。